破産手続終結

平成２３年（フ）第１６８１号
福岡県糟屋郡宇美町障子岳南５丁目10番５号
破産者　株式会社麻田工業
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第８４号
三重県津市稲葉町694番地３
破産者　吉田　実良
1　破産債権の届出期間　平成24年10月15日まで
2　一般調査期日　平成24年12月７日午前10時
平成24年９月14日　　津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１００号
兵庫県宝塚市山本丸橋４丁目７番３号　パース宝塚Ａ－４、開始決定時の住所兵庫県宝塚市中山寺３丁目８番15号
破産者　枡井　隆司
1　破産債権の届出期間　平成24年10月15日まで
2　一般調査期日　平成24年11月22日午前10時30分
平成24年９月14日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第５６号
広島市西区鈴が峰町39番１―206号、開始決定時の住所広島市佐伯区五日市中央４丁目８番40―405号
破産者　竹田　　宏
1　破産債権の届出期間　平成24年10月15日まで
2　一般調査期日　平成24年12月18日午後２時30分
平成24年９月14日
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６３４号
大阪市東成区中道２丁目24番19号
破産者　株式会社中村酒店
1　破産債権の届出期間　平成24年10月19日まで
2　一般調査期日　平成24年11月26日午後４時
平成24年９月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３５号
大阪市東成区中道１丁目10番20号、前住所大阪市東成区中道２丁目24番19号
破産者　中村　大輔
1　破産債権の届出期間　平成24年10月19日まで
2　一般調査期日　平成24年11月26日午後４時
平成24年９月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８５７号
福岡市南区大池１丁目１番１―305号、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区住吉５丁目６番13―1003号
破産者　畠山　義邦
1　破産債権の届出期間　平成24年10月19日まで
2　一般調査期日　平成24年10月26日午前11時10分
平成24年９月18日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８５８号
福岡市南区大池１丁目１番１―305号、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区住吉５丁目６番13―1003号
破産者　畠山　エミ
1　破産債権の届出期間　平成24年10月19日まで
2　一般調査期日　平成24年10月26日午前11時10分
平成24年９月18日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８３５号
福岡県朝倉郡筑前町高上812番地
破産者　原口　政刀
1　破産債権の届出期間　平成24年10月19日まで
2　一般調査期日　平成24年12月13日午前11時
平成24年９月14日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２５０号
福岡市中央区警固３丁目６番2403号
破産者　亡平塚光行相続財産
1　破産債権の届出期間　平成24年11月２日まで
2　一般調査期日　平成24年12月７日午前10時10分
平成24年９月14日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４９号
福岡市早良区次郎丸２丁目25番39―101号
破産者　石瀧　哲哉
1　破産債権の届出期間　平成24年11月２日まで
2　一般調査期日　平成24年12月13日午後３時
平成24年９月13日
福岡地方裁判所第４民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第６９号
北海道伊達市南稀府町76番地７
破産者　数又　照子
異議申述期間　平成24年11月５日まで
平成24年９月18日
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第７０号
北海道伊達市南稀府町76番地７
破産者　数又　義雄
異議申述期間　平成24年11月５日まで
平成24年９月18日
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第９４号
北海道室蘭市中島町１丁目19番１―301号、前住所北海道室蘭市八丁平２丁目30番17号
破産者　伊藤　伸一
異議申述期間　平成24年11月５日まで
平成24年９月18日
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第６５号
宮崎県児湯郡川南町大字川南13508番地７
破産者　金海　東賢
異議申述期間　平成24年11月19日まで
平成24年９月18日　　宮崎地方裁判所破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２６１号
京都市北区上賀茂朝露ケ原町30番地19　306
破産者　吉弥太郎こと　吉弥　太郎
免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
平成24年９月18日
京都地方裁判所第５民事部破産係

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第１号
沖縄県うるま市字州崎12番地の57
清算株式会社　株式会社琉特
代表清算人　伊波　禮司
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　清算株式会社につき、特別清算の開始を命ずる。
那覇地方裁判所沖縄支部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第２０１５号
東京都江東区三好３丁目２番14号
清算会社　サウスアイランドデベロップメント株式会社
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２４年（再）第２号
北海道登別市新栄町１番地18
再生債務者　株式会社和田工務店
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　札幌市中央区南１条西11丁目327番地　一条ビル２階　弁護士　朝倉　　靖
平成24年９月14日　札幌地方裁判所室蘭支部

再生手続開始

平成２４年（再）第２号
金沢市片町１丁目１番30号
再生債務者　ツインフィールズ株式会社
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後４時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年11月２日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年12月28日から平成25年１月18日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２４年（再）第１号
岡山市北区下中野348番地の103
再生債務者　三洋エンジニアリング株式会社
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前11時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年10月19日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年11月26日から平成24年12月11日まで
岡山地方裁判所第３民事部